

令和2年度高山村子育て世帯への臨時特別給付金の支給について

新型コロナウイルス感染症の影響を受けている子育て世帯の生活を支援する取り組みの一つとして、児童手当（本則給付）を受給する世帯に対し、その対象児童一人あたり1万円を臨時特別給付金として支給します。

○支給対象者

・令和2年4月分の児童手当の支給を受ける方を支給対象者とします。

※令和2年4月分の特例給付の支給を受けている方は支給対象者になりません。

「特例給付の支給を受ける方」とは、平成30年の所得が児童手当の所得制限限度額以上である方（児童1人当たり月額一律5,000円が支給される方）をいいます。

○対象児童

・平成16年4月2日から令和2年3月31日までに生まれた子で、令和2年4月分（4月から新高校1年生となっている場合等は3月分）の児童手当の対象となる児童

・児童養護施設等へ入所中の児童については、児童養護施設等に別途支給します。

○支給額

・対象児童1人当たり10,000円です。

○申請について

・支給を受ける場合、申請は不要です。（公務員を除く）

・公務員の方は、所属庁を通じて案内がありますので、所属庁より交付された申請書に必要事項を記載し、所属庁の証明を受けたうえで、令和2年3月31日時点で住民票のある市町村に提出してください。

なお、高山村での申請受付期間は令和2年9月30日までですので、速やかに申請してください。

○支給日

・公務員以外の方は、令和2年6月10日を予定しています。

・公務員の方は申請受付後、順次支払いを予定しています。

○支給方法

・原則として、令和2年4月（3月分を含む）の児童手当を受給する口座に振り込みます。

・児童手当の受給にあたって指定していた口座を解約等しており、給付金の支給に支障が生じる恐れがある場合は令和2年5月20日までに保健みらい課へお問い合わせください。口座登録届出書を送付します。

・指定口座への振り込みが口座解約・変更等によりできない場合は、子育て世帯への臨時特別給付金が支給されませんので、令和2年12月末までに必ずご対応をお願いします。

○支給辞退

・子育て世帯への臨時特別給付金の受給を希望しない場合は、令和2年5月20日までに保健みらい課へ連絡してください。受給拒否の届出書を送付します。